

第 1 章
計画の基本的事項

1 計画策定の背景

国際的な動向を受けて



持続可能な開発目標（SDGs(Sustainable Development Goals)）の実現

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

これは、国際社会全体が将来にわたって持続可能な社会を実現、発展させていくことができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

図1 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール



パリ協定の遵守

平成27年(2015年)にパリで開かれた、温室効果ガス(*)削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)」で合意された、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

パリ協定では、世界における平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること（できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガスの排出量と森林吸収量のバランスをとること）が掲げられています。



グリーン・リカバリーの提唱

新型コロナウイルス感染症の流行において、冷え切った世界経済の再起を図るため、脱炭素社会など環境問題への取組も合わせて行うとするアフターコロナ政策の一つで、もともとは、環境意識の高いヨーロッパを中心に提唱された考え方です。

コロナ危機において、停滞した社会を気候変動を抑え、生態系を守りながら立て直すことが強調されています。

これを受け、「ネットゼロ・リカバリー（2050年より前に、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという気候変動対策の目標と新型コロナ禍からの経済復興とを整合させたもの）」や「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」といった考え方も、企業を中心に世界での広がりを見せています。

我が国の動向を受けて

地域循環共生圏の創造

平成30年(2018年)に閣議決定された「第5次環境基本計画」において提唱されている、地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

農山漁村も都市も活かす我が国の地域活力を最大限に発揮する構想として、その創造によるSDGsやSociety5.0(経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会)の実現、並びに持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していくことが期待されています。

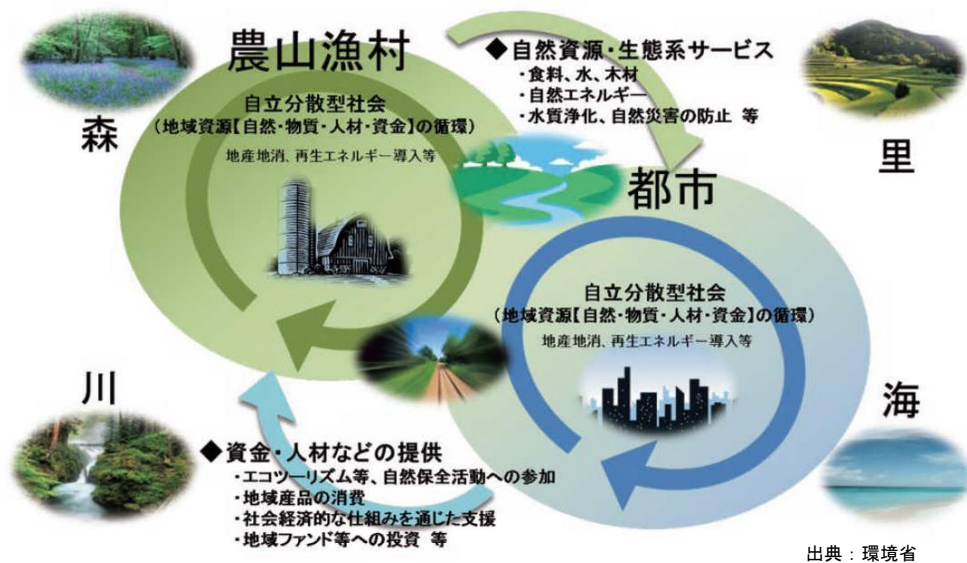


図2 地域循環共生圏の概念図

経済社会のリデザイン(再設計)

環境省「選択と集中」実行本部で示された、持続可能で分散型・レジリエントな社会を目指す政策のことです。「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」の3つの移行を「統合的に」進め、移行に向けた政策を迅速に打ち出すことのできる組織づくりに取り組むこととしています。

これまでに世界の各国が示している「グリーン・リカバリー」あるいは「より良い復興(Build Back Better)」に関する方向性や具体的な施策は、この3つの「移行」に集約されていると言われています。

ウィズコロナ・ポストコロナの時代には、環境・社会・経済の3つの軸を総合的に見据えた迅速な政策を遂行する必要性が増すため、日本型の新しい経済社会の構築ができるかどうか、今後の政策動向が注目されています。

「3つの移行」の方向性	「循環型経済への移行」への新たなアクションの方向性
リーマンショックの轍を踏まない：脱炭素社会への移行の加速化	地下資源の依存から脱却し、地上資源を活用することによる地域の自立、「地域循環共生圏」の実現に向けた取組の強化
国土・地域のリデザイン：自立・分散・ネットワーク型の地域づくり	「里山未来拠点」を活用した地産地消の推進
巨大リスクへの備え：気候変動×防災	海洋プラスチックごみ削減を通じた地域の新規ビジネス支援

行動を示す宣言や表明を受けて



気候非常事態宣言

2016年12月、オーストラリア・ヴィクトリア州のデレビン市でなされた宣言のことで、これを皮切りに欧米諸国を中心に世界中に広まりつつあります。

この宣言について、宣言に基づく施策等の義務及び法的強制力は有していませんが、宣言を行った自治体の多くは、住民の行動を規制しないものの、気候変動の防止を最優先した地域レベルでの行動の重視を掲げ、どの自治体も「パリ協定」の遵守と、温室効果ガスの大幅削減と森林による吸収などで相殺する「実質ゼロ」の早期実現を目指しています。

今日では、大学などの教育機関や企業などによる宣言もされており、国連環境計画(UNEP)によると、イギリス、北米、UNEPに活動基盤をもつ3団体が共同し、世界の大学などの高等教育機関にこの宣言への参加を呼びかけた結果、7千以上が宣言に参加し、宣言内容は地方自治体と共通するほか、気候変動に関わる研究・スキル開発や地域での教育の重要性もあげています。

なお、日本国内では、令和元年(2019年)9月に長崎県壱岐市が国内初の宣言を行って以降、令和2年度(2020年度)末までに、60を超える自治体で同様の宣言が行われています。



2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明(ゼロカーボンシティ表明)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガスの排出抑制等に対する都道府県及び市町村の努力義務を踏まえ、脱炭素社会に向けた“2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(*)”に取り組む表明のことで。

令和2年(2020年)10月、国は、成長戦略の柱に『経済と環境の好循環』を掲げ、グリーン社会の実現に注力し、2050年カーボンニュートラル(*)、並びに脱炭素社会の実現を目指すため、本表明を行っています。これは、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーを最大限に導入するとともに、安全を最優先に原子力政策を進め安定的なエネルギー供給を確立するもので、これまでの石炭火力発電に依存する政策の抜本的な転換を意味しています。

また、この表明についても、表明に基づく施策等の義務及び法的強制力は有していませんが、令和2年度(2020年度)末までに、国を含む300を超える自治体で行われています。



行動に対する秦野市の考え方

この2つの行動には、実効的かつ野心的な取組はもちろん、関わる人や機関等が意識を共有していくことが重要です。

秦野市(以下「本市」という。)では、令和2年(2020年)第2回定例会において、市に気候非常事態宣言を求める陳情が採択されるなど、市民による地球環境の保全に対する意識の高まりは、より一層増しているように感じます。

こうした社会の動向を捉え、本市は、森林里山や名水など他に誇るべき地域資源、さらに、「森・里・川・海」の自然的な繋がりをもたらし地域特性を未来に引き継ぎ、持続可能な都市として発展し続けることができるよう、令和3年(2021年)第1回定例会の施政方針のなかで、「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明いたしました。

今後は、既に表明を行っている自治体等との連携に加え、広域的な視点による取組等を検討していくとともに、「第3次秦野市環境基本計画」の着実な推進、並びに市民生活への浸透など総合的な検証のもと実現を目指していきます。

なお、具体的には、これまでの本市における地球温暖化関連計画等を一元化させた「(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画(*)」(令和4年度(2022年度)施行)を策定し、二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」と温暖化による気候変動の影響を回避する「適応策」の両輪による施策を進めていきます。

神奈川県への動向を受けて



神奈川県環境基本計画の推進

神奈川県では、平成28年(2016年)から令和7年(2025年)を計画期間とする神奈川県環境基本計画を策定し、基本目標に「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を定めています。

この基本目標を達成するため、「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」、「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの施策の分野において、10年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにした上で、計画の実現に向けた重点施策を設定しています。

地球温暖化対策を分散型エネルギーシステムの構築と一体的に進めるほか、資源の循環的利用の推進、廃棄物の適正処理の推進、さらに、豊かな地域環境の保全を図るため、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、水源環境の保全・再生、生活環境の保全などに取り組んでいます。

こうした環境問題への取組では、地域に根付いてきている環境保全に向けた県民活動や企業の先端技術等の神奈川の「チカラ」を結集することとされています。

秦野市のこれまでの取組を受けて



第2次秦野市環境基本計画の推進と評価

平成23年(2011年)に第2次秦野市環境基本計画を策定し、「みんなではぐくむ豊かな自然と活力あるまち」を将来テーマに、望ましい未来像と全体にかかる事項を掲げ、その実現に向けて、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

また、計画の中間年度であった平成28年(2016年)には、社会情勢等の変化に対応するための改定作業を行い、具体的取組及び数値目標については、毎年度「環境報告書(*)」として公表し、秦野市環境審議会による評価を受けてきました。

望ましい未来像1	森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち
望ましい未来像2	地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち
望ましい未来像3	ごみの減量と資源循環を進め、環境への負荷が小さいまち
望ましい未来像4	丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち
全体にかかる事項	環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり

基本施策の進行管理 (外部評価(※1))	「妥当」、「概ね妥当」との評価 : 約80% 「見直しの検討」、「見直しが必須」との評価 : 約20%(※2) ※1. 約70%以上の意見を評価基準とした。 ※2. 詳細は資料編P5を参照のこと。
数値目標の達成状況 (※3)	約44%の達成率 ※3. 最終年度(令和2年度(2020年度))の実績は見込みとした。

基本施策と数値目標との関連付けを整理し、より実効性のある体系に再設計します。

2 計画の目的

本市は、水と緑に恵まれた都市として、その自然環境を後世に継承することを目的に平成12年度(2000年度)に「第1次秦野市環境基本計画」を、次いで、産業構造の変化(身近な生活環境から自然環境、地球規模の環境問題まで)に対応することを目的に、平成23年度(2011年度)に「第2次秦野市環境基本計画」(以下「前計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的に環境政策を推進してきました。

この間、国内では、東日本大震災に伴うエネルギー需給への意識の変革、国外では、SDGsの採択やパリ協定の発効など、社会全体で持続可能な環境像の実現を求める動きが加速し始めました。

そこで、本市においても、前計画より継承する「環境の保全」という普遍性を着実に推進させるとともに、こうした社会潮流への順応を見据えた取組や推進体制を強化することを目的とした「第3次秦野市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

3 計画の位置付けと対象区域

本計画は、秦野市環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標や施策を策定するものです。また、上位計画である「秦野市総合計画」を環境面から補完するため、「環境」の視点から諸施策の統括並びに組織横断的な施策展開を担保する計画に位置付けるものとします。

なお、本計画の対象区域は秦野市全域とします。



図3 環境政策と関連する計画の位置付け

4 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「秦野市総合計画」との整合を図り、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)とし、取組及び数値目標の達成状況や社会情勢の変化に対応するため、中間年度である令和7年度(2025年度)を目安に見直しを行います。

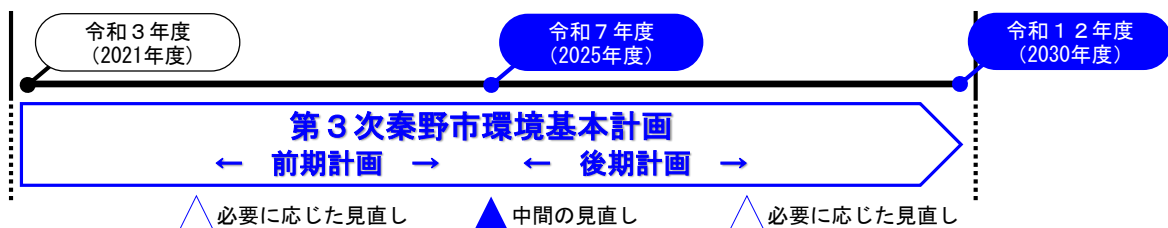


図4 計画の期間と見直しの時期